

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人オークス・ウェルフェア（以下、「法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給並びに費用弁償)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給並びに費用弁償する。

(1) 理事長及び業務執行理事については、報酬、通勤手当、賞与及び退職金を支給する。ただし、法人の常勤職員として在籍のまま理事長及び業務執行理事である期間は、第 3 条に定める報酬、通勤手当、賞与の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。理事長及び業務執行理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(2) 理事長及び業務執行理事でない理事、評議員及び監事（以下、「非業務執行理事等」という。）については、業務に応じた報酬等を支給並びに費用弁償する。ただし、法人の常勤職員として在籍のまま非業務執行理事である期間は、第 4 条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

(3) 非常勤職員を兼務する非業務執行理事が理事会に出席する場合は、職員給与と併給し報酬を支給する。ただし、交通費の支給はしない。また、通常の法人及び施設業務に関しては、第 4 条に定める報酬は支給せず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

(理事長及び業務執行理事の報酬等並びに費用弁償の額の算定方法)

第 3 条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等並びに費用弁償の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、次に定める額を報酬月額とする。理事長 460,000 円、専務理事 440,000 円、常務理事 380,000 円、ただし、理事長の報酬は業務執行理事が 0 人の場合 30% 加算して支給、1 人の場合 15% 加算して支給する。

(2) 通勤手当の額は、次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)に応じて、所得税法施行令の一部を改正する政令の通勤手当の非課税限度額を支給する。

イ 通勤に要する運賃等の額に相当する 1 か月当たりの合理的な運賃等の額で非課税限度

額の範囲内で支給する。

(3) 賞与については、1号に定める報酬に定数3を掛けた額を各回に支給する。

(4) 退職金については、退職手当の基本額は、1号に定める報酬に、その者の勤続期間を次の各期間に区分して、当該各期間に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り上げる。

1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(非業務執行理事等の報酬等並びに費用弁償の額の算定方法)

第4条 非業務執行理事等に対する報酬等並びに費用弁償の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 理事会、評議員会、監事監査に係る交通費は、申出により次の区分により全額を支給する。

①自動車を利用し出席する場合はその区間の距離に応じて1kmにつき40円を支給する。

②交通機関の所定乗車船料、ただし、航空及びタクシー料金は経済的な通常の経路及び方法と認められる場合によって計算された旅費を支給する。また、長時間の飛行となる場合、最上位の級を利用できる。

③特急料金又は新幹線料金

④座席指定料金を徴する客車を運行する線路による場合は、前各項に規定する運賃、料金の他、座席指定料金、特別車両料金

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長及び業務執行理事の報酬、通勤手当については、支給日は翌月15日（その日が金融機関休業日に当たるときはその翌日）とする。

(2) 賞与については6月、12月に支給する。

(3) 退職金については、退職後原則7日以内に支給する。

(4) 非業務執行理事等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。会議出席以外の業務の場合、支給日は翌月15日（その日が金融機関休業日に当たるときはその翌日）

とする。

(支給の形態)

第 6 条 役員等に対する支給の形態は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 16 日より施行する。

別表第1（非業務執行理事等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席を含む法人及び施設業務 6時間未満	18,000円
上記6時間以上	27,000円

（2）理 事

	日額
非常勤職員兼務理事の理事会への出席	7,000円
理事会等会議への出席を含む法人及び施設業務 6時間未満	20,000円
上記6時間以上	30,000円

（3）監 事

	日額
理事会等会議への出席を含む法人及び施設業務 6時間未満	20,000円
上記6時間以上	30,000円
監事監査	50,000円